

平成30年 給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

平成30年10月 川崎市人事委員会

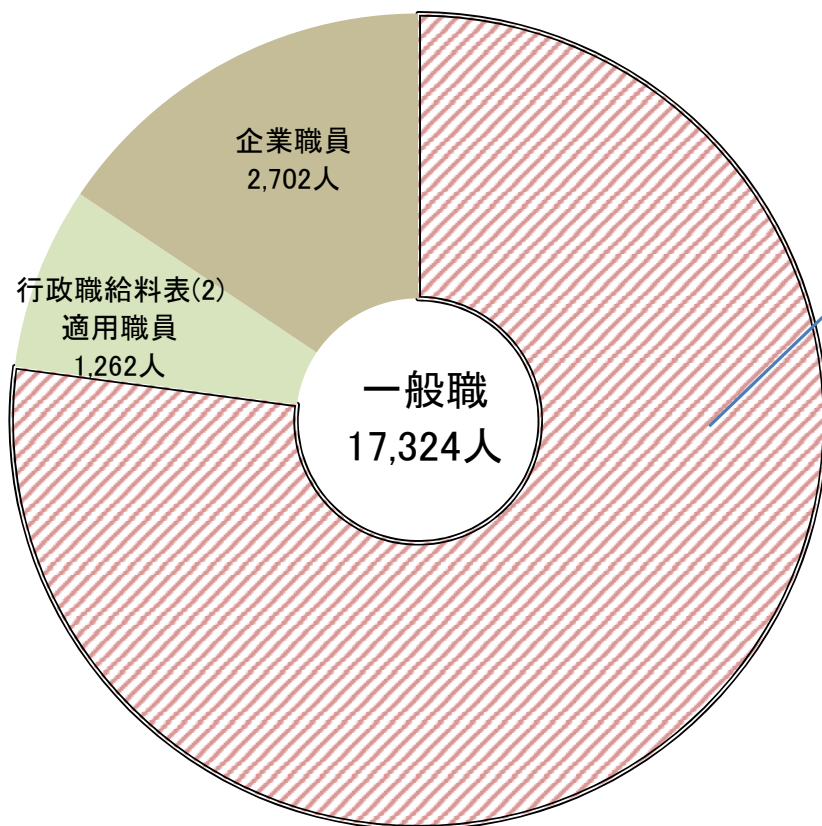
目次

① 給与勧告の対象職員	1
② 給与勧告の流れ	2
③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)	3
④ 本年の勧告のポイント	4
⑤ 民間給与との較差	6
⑥ 民間の特別給与との較差	7
⑦ モデル給与例	8
⑧ 最近の給与勧告の実施状況(行政職(1)関係)	9

① 給与勧告の対象職員

川崎市人事委員会の給与勧告の対象となるのは、一般職の川崎市職員17,324人のうち、行政職給料表(2)の適用職員及び企業職員を除く13,360人です。

企業職員及び現業職員は、職務の内容が民間の同種の事業に類似していることから、その勤務条件の決定方式について、他の地方公務員とは異なります。これらの職員は、団体協約締結権を含む団体交渉権が認められており、労使交渉によって給与を決定しています。



給与勧告対象

13,360人

・給料表別勧告対象職員数(平成30年4月1日時点)

給料表	職員数	職員の例
行政職(1)	6,018	一般の行政職員
医療職(1)	22	医師
医療職(2)	530	看護師、獣医師
大学教育職	28	看護短大教授
高等学校教育職	329	高校教諭
義務教育諸学校教育職	5,054	小中学校教諭
消防職	1,379	消防士
合計	13,360	

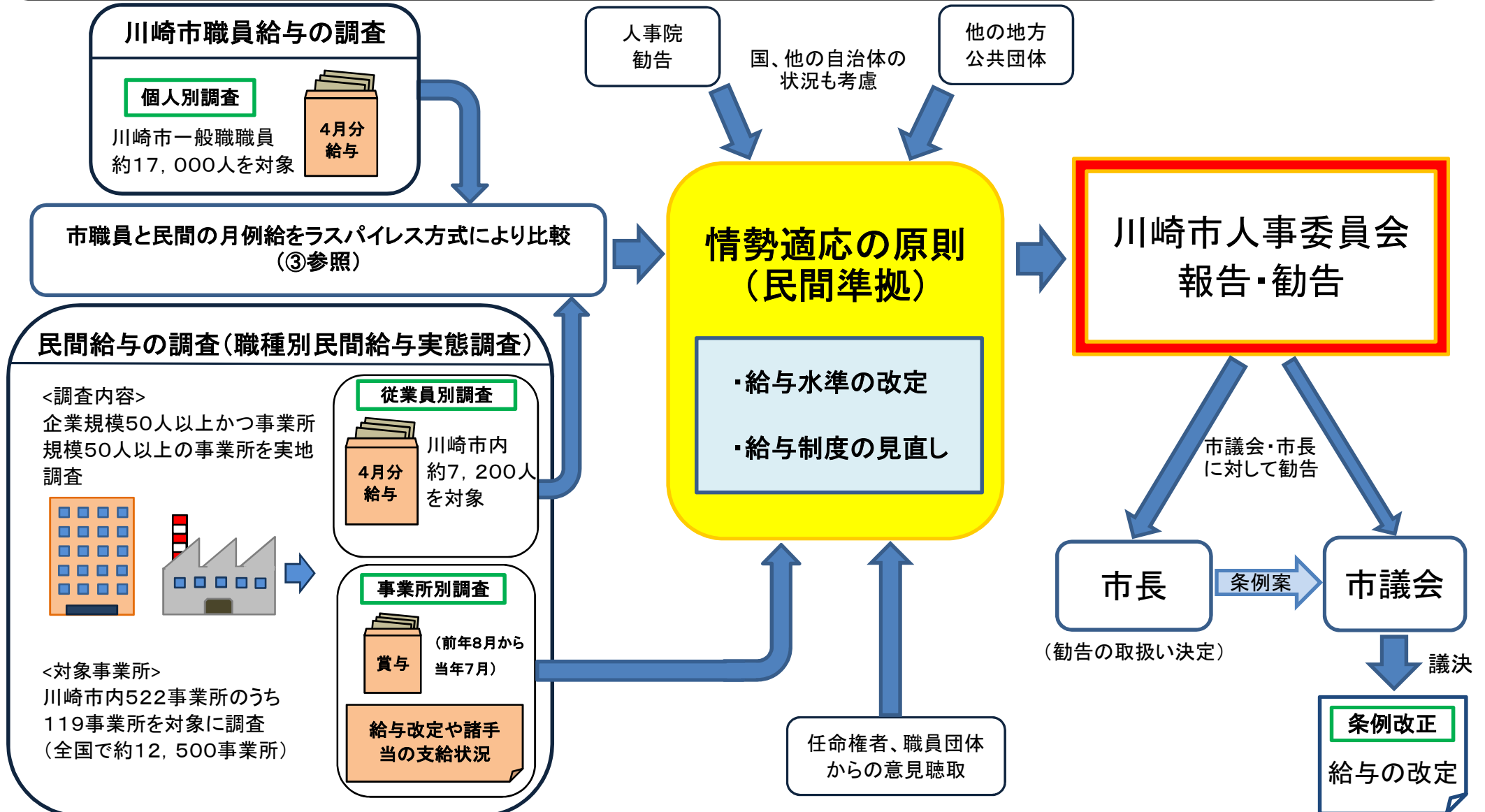
・勧告対象外職員

給料表	職員数	職員の例
行政職(2)	1,262	ごみ処理作業員

給料表	職員数	職員の例
上下水道企業職(1)・(2)	970	浄水場の職員
交通企業職(1)~(3)	458	市バスの運転手
病院企業職(1)~(4)	1,274	市立病院の医師
企業職員合計	2,702	

② 給与勧告の流れ

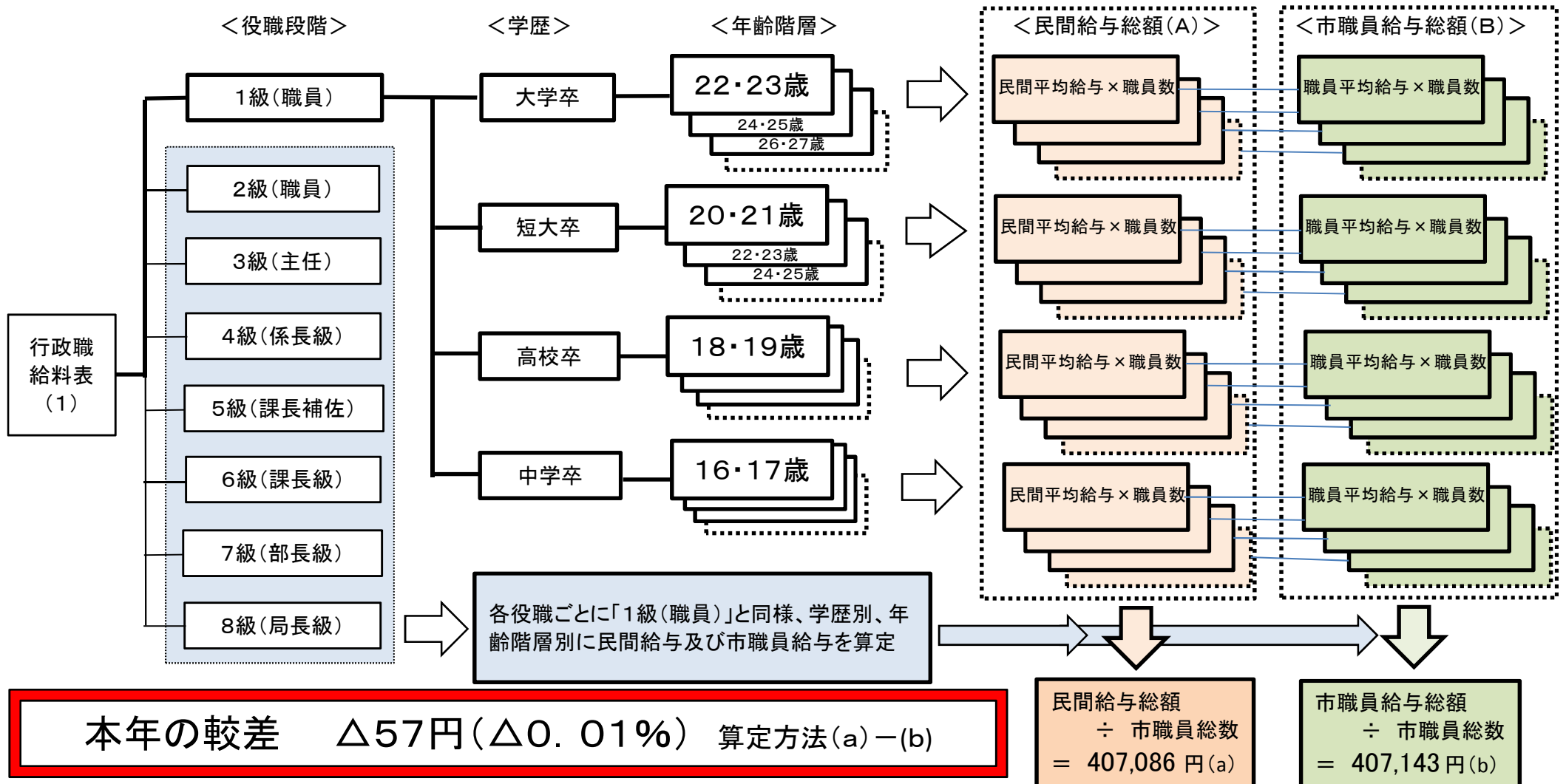
人事委員会では、例年、市職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。
また、期末・勤勉手当についても、民間の特別給(ボーナス)の前年8月から当年7月までの支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に市職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

民間給与と市職員給与を比較するにあたって、それぞれの平均給与額で単純に比較を行うと、役職段階、学歴、年齢構成が異なることから、精密な比較をすることができません。このため、民間給与との比較方法としてラスパイレス方式を採用しています。

具体的には、①役職段階、②学歴、③年齢階層別の市職員の平均給与と同条件の民間の平均給与のそれぞれに市職員数を乗じた総数を算出し、両者の水準を比較します。



④ 本年の勧告のポイント

1 民間給与との比較

月例給

川崎市職員給与については、4月時点で、民間給与を **57円(0.01%)** 上回っているものの、公民の給与はおおむね均衡しており、較差が極めて小さいことから、改定は行わないこととする。

民間給与(A)	職員の給与(B)	較差(A)-(B) ((A-B)÷B×100)
407,086円	407,143円	△57円 (△0.01%)

(職員の平均年齢 41.7歳、平均勤続年数17.2年)

期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、川崎市職員の期末・勤勉手当の支給月数 **(4.40月分)** が民間事業所の特別給(ボーナス)の支給割合 **(4.44月分)** を下回っているため、支給月数を引き上げることとする。

民間支給割合(A)	職員の支給月数(B)	差(A)-(B)
4.44月	4.40月	0.04月

2 本年の給与改定

給料表

(1) 行政職給料表(1)

較差が極めて小さいことから、改定を行わないこととする。

(2) その他の給料表

行政職給料表(1)との均衡を考慮し、改定を行わないこととする。

なお、特定任期付職員給料表、第1号任期付研究員給料表及び第2号任期付研究員給料表については、国との均衡を基本とし、引上げ改定を行うこととする。

初任給調整手当

国及び他都市の動向を勘案し、適切な水準を検討。

期末・勤勉手当

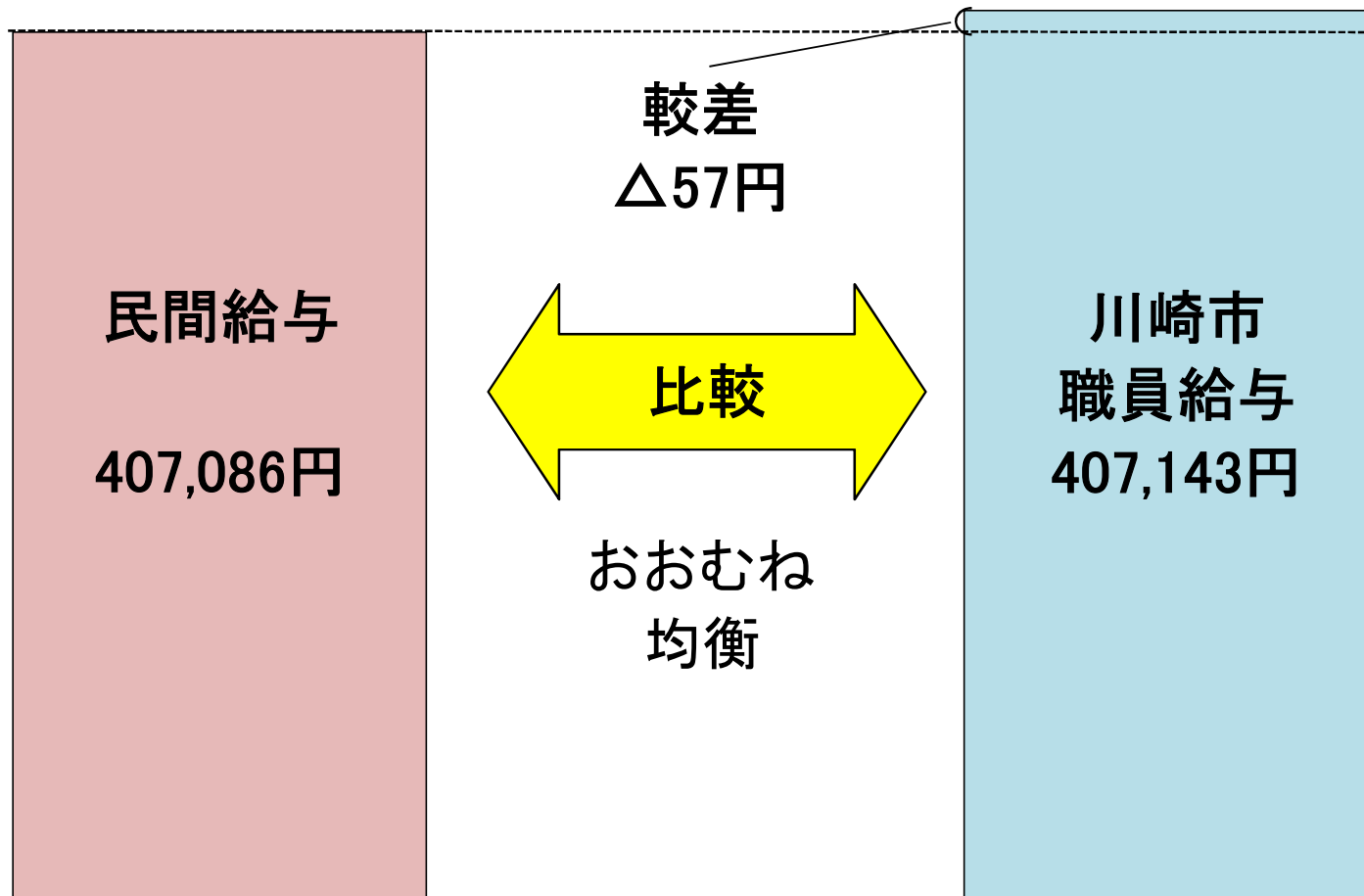
民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月引き上げ、4.45月とする(現行4.40月)。

宿日直手当

国及び他都市の動向を勘案し、適切な水準を検討。

⑤ 民間給与との較差

川崎市職員給与については、平成30年4月時点で、民間給与を57円(0.01%)上回っているものの、おおむね均衡していることが判明した。



⑥ 民間の特別給との較差

期末・勤勉手当については、川崎市職員の期末・勤勉手当の支給月数(4.40月分)が民間事業所の特別給(ボーナス)の支給割合(4.44月分)を下回っていることが判明した。

民間特別給

4.44月

比較

川崎市職員

期末・勤勉手当

4.40月

⑦ モデル給与例

職務段階	年齢	勧告前		勧告後		年間給与額の差
		月額	年間給与	月額	年間給与	
係員	30歳	270,400円	4,426,000円	270,400円	4,440,000円	14,000円
係長	40歳	392,800円	6,533,000円	392,800円	6,554,000円	21,000円
課長	50歳	576,200円	9,590,000円	576,200円	9,621,000円	31,000円
局長	58歳	729,600円	12,355,000円	729,600円	12,396,000円	41,000円

(注)1 モデル給与例の月額、給料、地域手当(16%)及び管理職手当(局長は1種、課長は8種)を基礎に、年間給与は、これらに加え、期末・勤勉手当を基礎に算出した。

(注)2 額については、月額は百円未満を、年間給与及びその差は千円未満を四捨五入している。

(注)3 扶養親族がいる場合には、扶養手当(経過措置期間中における平成30年度の手当月額は、配偶者12,600円、子7,900円、その他の扶養親族7,000円。)を支給。

⑧ 最近の給与勧告の実施状況(行政職(1)関係)

平成21年から本年までの川崎市の給与勧告の状況は下表のとおりです。

川崎市職員の給与は、平成25年まで年間給与の減少又は据置きが続いていましたが、本年は、民間における特別給の引上げを図る動きを反映して、5年連続で年間給与が増額となりました。

勧告年	月例給		期末・勤勉手当		行政職(1)職員の平均年間給与	
	改定率	改定額	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成21年	△0.19%	△784円	4.15月	△0.35月	△157,000円	△2.31%
平成22年	△0.17%	△706円	3.95月	△0.20月	△93,000円	△1.42%
平成23年	△0.20%	△813円	3.95月	-	△13,000円	△0.20%
平成24年	-	-	3.95月	-	-	-
平成25年	-	-	3.95月	-	-	-
平成26年	0.29%	1,192円	4.10月	0.15月	80,000円	1.24%
平成27年	0.32%	1,310円	4.20月	0.10月	62,000円	0.94%
平成28年	0.13%	516円	4.30月	0.10月	49,000円	0.74%
平成29年	0.10%	387円	4.40月	0.10月	48,000円	0.72%
平成30年	-	-	4.45月	0.05月	21,000円	0.31%

(注) 表中「-」で記載されている箇所は、その年に月例給又は期末・勤勉手当の改定がなかったことを示します。